

船橋市

木造住宅耐震改修助成事業

のご案内



地震で倒壊しないように耐震改修工事をしましょう！

船橋市では、地震に強いまちづくりを進めるため、平成12年5月以前に建築された木造住宅の耐震改修を行う場合に、その費用の一部を助成します。

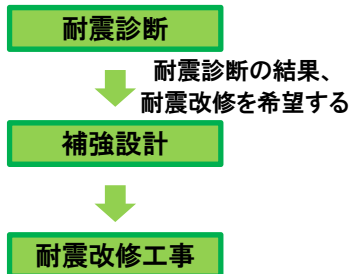
船橋市 建設局 建築部 建築指導課

耐震改修ってどんなことをするのか？

建築士が作成する補強設計の図面をもとに、壁の補強や重い屋根から軽い屋根にふき替える等の様々な方法で、地震に対する安全性を向上させる工事を行います。

耐震改修工事や補強設計を行う前に、あらかじめ「耐震診断」を行う必要があります。

耐震診断から耐震改修工事の流れ



木造住宅の評点と判定

上部構造評点	判定
1.5 以上	倒壊しない
1.0 以上～1.5 未満	一応倒壊しない
0.7 以上～1.0 未満	倒壊する可能性がある
0.7 未満	倒壊する可能性が高い



耐震診断ってなに？

地震に対する安全性を評価することです。
木造は上部構造評点という数値で結果が出ます。

助成金はいくら貰えるのか？

耐震改修工事費と工事監理費の1/3（上限70万円）を助成します。

工事監理ってなに？

工事が設計図書のとおり行われていることを確認する重要な作業です。

どんな木造住宅が助成の対象になるのか？

船橋市内で平成12年5月以前に建築された平屋または2階建ての木造住宅^(※1)が対象です。

なお、建築基準法等に違反している住宅や平成12年6月以降に増築した住宅、過去に耐震改修の助成金もしくは貸付金を利用したことがある住宅は、対象になりませんのでご注意ください。

※1 在来軸組工法で建築した一戸建てまたは併用住宅(住居部分が延べ面積の1/2以上)が対象です。
枠組壁工法(2×4工法)や丸太組構法等は対象になりません。

どんな人が助成を受けられるのか？

助成の対象になる木造住宅を所有^(※2)し、かつ居住しており、市税の滞納がない方が対象です。

なお、過去に耐震改修の助成や貸付を受けたことがある人は、利用できませんのでご注意ください。

※2 住宅の所有者が複数いる場合は、所有者の全員から耐震改修の実施について同意を得る必要があります。

どんな耐震改修工事が助成の対象になるのか？

助成の対象になる木造住宅の上部構造評点を1.0未満から1.0以上に向上する工事^(※3)が対象です。

また、この工事にあたって行う補強設計と工事監理は、次の団体のいずれかに所属し、千葉県が主催する既存建築物耐震診断・改修講習会(木造)等を修了した建築士が行う必要があります。

- ① 一般社団法人 千葉県建築士会 船橋支部
- ② 公益社団法人 千葉県建築士事務所協会 船橋支部

※3 耐震改修工事に直接関係しないリフォーム工事等は対象になりません。

耐震改修とリフォーム工事を一緒に行うときは、それぞれの工事で見積書や契約書を分けてください。

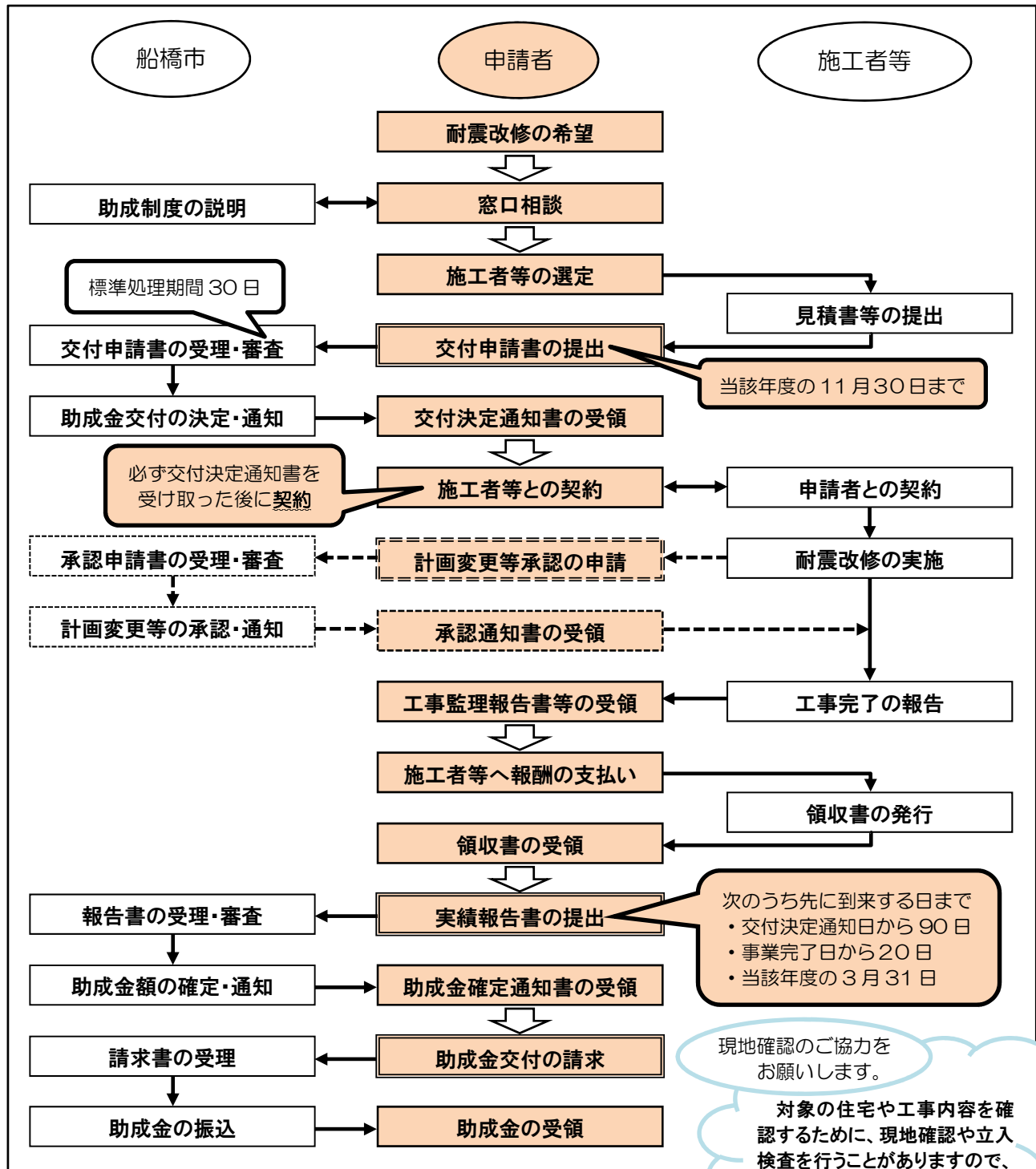
耐震改修工事は誰がやってもいいの？

原則として、市内に本店、支店または営業所等を開業している者が行う耐震改修工事が助成の対象です。また、請負代金が500万円以上の場合は、建設業法による許可が必要です。

申請前に耐震改修をしたけど助成金は貰えるの？

耐震改修工事や工事監理の契約を行う前に必ず交付申請書を提出し、交付決定通知書を受け取る必要があります。交付決定通知書を受け取る前に工事の着手や契約を締結したときは、助成金を交付できませんのでご注意ください。（下図「助成事業の手続きの流れ」参照）

助成事業の手続きの流れ



手続き時の提出書類

助成金の交付申請や実績報告を行うときは、次の書類を提出する必要があります。

時期	提出書類
交付申請時	① 交付申請書(第1号様式)
	② 申請者の住民票
	③ 市税を滞納していないことを証する書類(市税納付確認書(市指定書式))
	④ 住宅の登記事項証明書
	⑤ 住宅の耐震改修前と耐震改修後の耐震診断結果報告書
	⑥ 住宅の耐震改修設計図(平面図、施工詳細図、部材詳細書類等の耐震改修の内容が分かる書類)
	⑦ 耐震改修工事と工事監理の見積書(写し可)
	⑧ 施工者が市内に本店、支店または営業所等を開設している者であることを証する書類
	⑨ 請負代金が500万円以上の場合、施工者が建設業法第3条により許可を受けている者であることを証する書類の写し
	⑩ 耐震改修設計者と工事監理者が、それぞれ千葉県が主催する木造住宅の既存建築物耐震診断・改修講習会等を修了したことを証する書類の写し
	⑪ 所有者が複数いる住宅である場合は、耐震改修の実施について所有者全員の同意を得たことを証する書類
	⑫ 相手方登録申請書(市指定書式)
実績報告時	① 実績報告書(第6号様式)
	② 住宅の耐震改修を行う部位ごとに、工事着手前、施工中と完了後の状況が確認できる写真
	③ 工事監理報告書の写し
	④ 耐震改修工事と工事監理の契約書の写し
	⑤ 耐震改修工事と工事監理の領収書の写し
	⑥ 請求書(第8号様式)

※ 申請者以外の方が申請や報告をするときは、委任状が必要となります。

また、要件等を確認するために、上記以外の書類の提出を求めることがあります。

耐震改修促進税制

基準に適合する耐震改修を行った場合は、所得税額の控除および固定資産税の減額措置があります。詳しくは、税務署または資産税課にお問い合わせください。

申請方法の詳細や不明な点もしくは資料等をご希望の方は、下記にお問い合わせください。

【お問い合わせ先】

船橋市役所 建設局建築部建築指導課 耐震係

電話番号 047-436-2632

ホームページ <https://www.city.funabashi.lg.jp> (右コードからもご覧頂けます)

キーワードで探す 木造住宅 耐震改修

検索



※ホームページから様式のダウンロードも出来ますのでご利用ください。

(令和3年4月改訂)